

このニュースレターは、羽田空港の現在の飛行経路に関する影響軽減及び国土交通省が提案する国際線増便のための取組について、地域の皆様とのコミュニケーションの状況を広くお知らせするために定期的に発行しています。

## 情報提供の場が設けられます

国土交通省では羽田空港の機能強化のため、飛行経路の見直しの検討を進めています。現在の飛行経路についても、これまでも影響軽減のための取組が進められてきました。このような取組や運用の状況について市民からの相談を受け、今後の取組について情報提供を行う場として、2016年12月から市民相談会が千葉県内で開催されております。

これまで実施された市民相談会で、さらに多くの方に周知すべきとのお意見が寄せられたことを受け、現在の飛行経路の影響軽減と羽田空港の機能強化の取組についての最新情報をお知らせするとともに地域の皆様の相談にお応えする場として、市民相談会が2019年も開催されます。市民相談会では、都合のよい時間帯に自由に来場いただき、関連情報の説明を受けられます。備え付けのコメントカードで意見を国土交通省に提出することもできます。



市民相談会の様子

## 市民相談会が県内3地域（6会場）で開催されます

市民相談会が千葉県内6会場で開催されます。市民相談会では、来場された市民の皆様の関心に応じて、地域での実情に応じた情報提供ができるように工夫がなされます。来場者の疑問や相談を個別に対応できるよう国土交通省の担当者が常駐し、パネルなどの資料を用いて関連情報の説明を受けられます。開催場所、日時は下記のとおりです。

**千葉会場① / 千葉モノレール千葉駅 連絡通路**  
千葉県千葉市中央区新千葉1-1-1  
5月11日(土) 13時~17時

**市川会場 / I-link タウンいちかわ ザタワーズウエスト 45階 展望ロビー**  
千葉県市川市市川南1-10-1  
5月19日(日) 13時~17時 ※1

**船橋会場 / フェイスビル 5階**  
千葉県船橋市本町1-3-1  
5月25日(土) 13時~17時 ※2

**木更津会場 / 波岡公民館 2階第1学習室**  
千葉県木更津市大久保5-7-1  
5月26日(日) 13時~17時

**君津会場 / 君津市役所 1階ロビー**  
千葉県君津市久保2-13-1  
5月27日(月) 13時~17時

**千葉会場② / イオンスタイル鎌取 4階**  
千葉県千葉市緑区おゆみ野3-16-1  
5月28日(火) 15時~19時

※1：開催日時に加えて、5月20日(月)10時~17時、5月21日(火)10時~17時もパネル展示され、自由に閲覧いただくことが出来ます。  
※2：開催日時に加えて、5月23日(木)10時~17時、5月24日(金)10時~17時もパネル展示され、自由に閲覧いただくことが出来ます。

## ✦ 「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」から、国土交通省に「羽田空港の機能強化」に関して、申入れがなされました。

本年2月1日、「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会<sup>(※)</sup>」から、国土交通省に対して、羽田空港の機能強化に際しては、千葉県<sup>(※)</sup>の騒音影響に配慮することなどを求める申入れが行われました。

国土交通省では、千葉県の住民に対する丁寧な情報提供に努めながら、関係機関と連携して、環境影響等に配慮しつつ、羽田空港の機能強化の検討が進められています。

### 要望概要

#### 1 羽田空港の機能強化に係るこれまでの説明内容の遵守に関する要望

- (1) 南風運用時の新到着ルート（都心上空ルート）の確実な実現
- (2) 富津沖海上ルートの運用比率向上

#### 2 羽田空港の機能強化に係る具体的な運用の検討に関する要望

- (1) 早朝・夜間時間帯への配慮
- (2) 落下物対策

#### 3 将来の管制技術等の進展に合わせた騒音軽減策の検討について

#### 4 羽田空港の機能強化や騒音軽減に関する県民に対する情報公開について

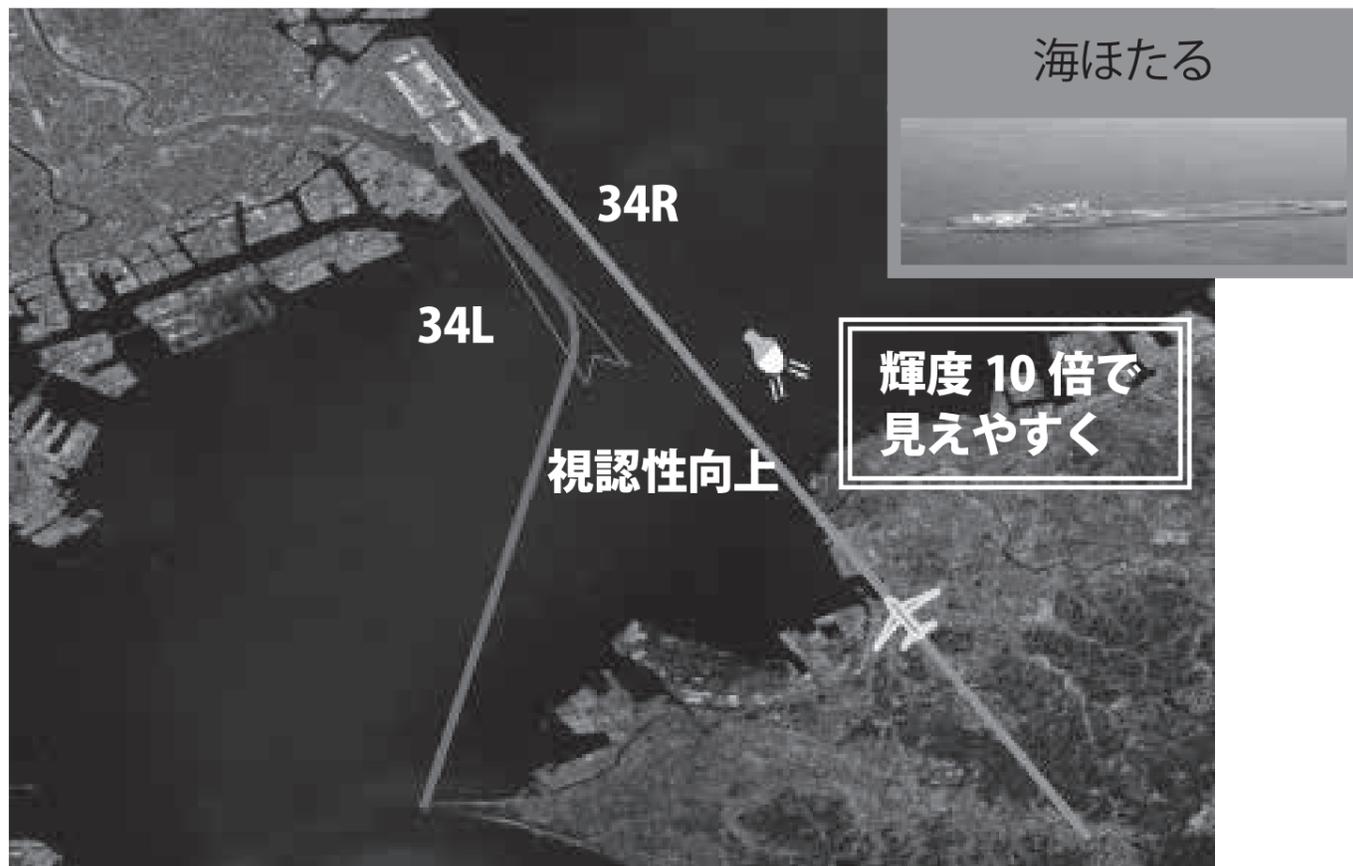
※ 羽田空港の再拡張事業により発生する課題等について、千葉県及び関係市町との間で情報共有し、協議を行うことを目的として、2004年に立ち上げられた協議会で、羽田空港の離着陸機による騒音軽減策等に関して、国土交通省と協議を行っています。

## ✦ 羽田空港の離着陸機による騒音軽減策等に関し、これまでの検討状況を一部ご紹介します。

海ほたるの航空灯台の輝度向上により、北風到着経路下での騒音影響を抑えます。

富津沖海上ルートは、北風の好天時（視界の良い状態で、決められた地点から海ほたるの航空灯火が視認できる場合）に使用することができるルートです。

海の上空を通過するため、本ルートの更なる活用により地上への影響を抑えることが期待されますが、視界の良い状態であることが条件で、悪天時は使用できません。国土交通省では、海ほたるに設置している地標航空灯台（ランドマークビーコン）の明るさを10倍にし、航空灯火の視認性を高めることで、富津沖海上ルートをもう一段活用できるよう検討が進められてきましたが、本年3月末から、運用を開始しました。



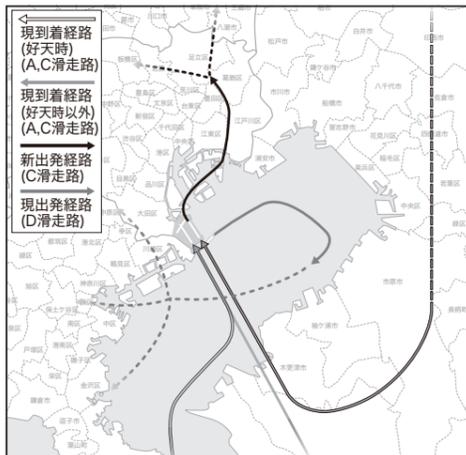
# 羽田空港の飛行経路見直し案が提案されており、これにより千葉県内の騒音が軽減されます。

## 機能強化後 北風時の飛行経路

6時～23時までのうち、右記以外

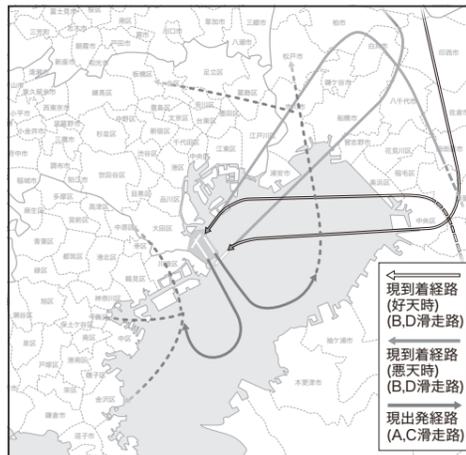


7時～11時半、15時～19時のうち3時間

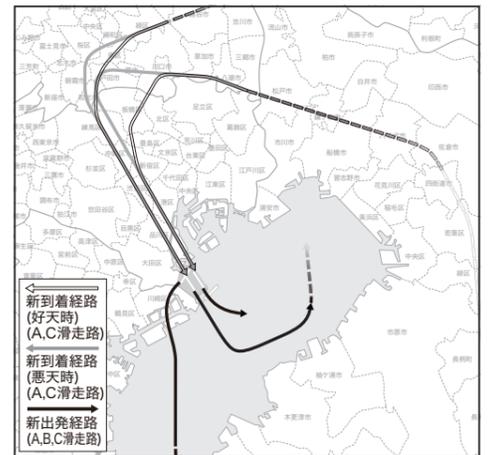


## 機能強化後 南風時の飛行経路

6時～23時までのうち、右記以外



15時～19時のうち3時間



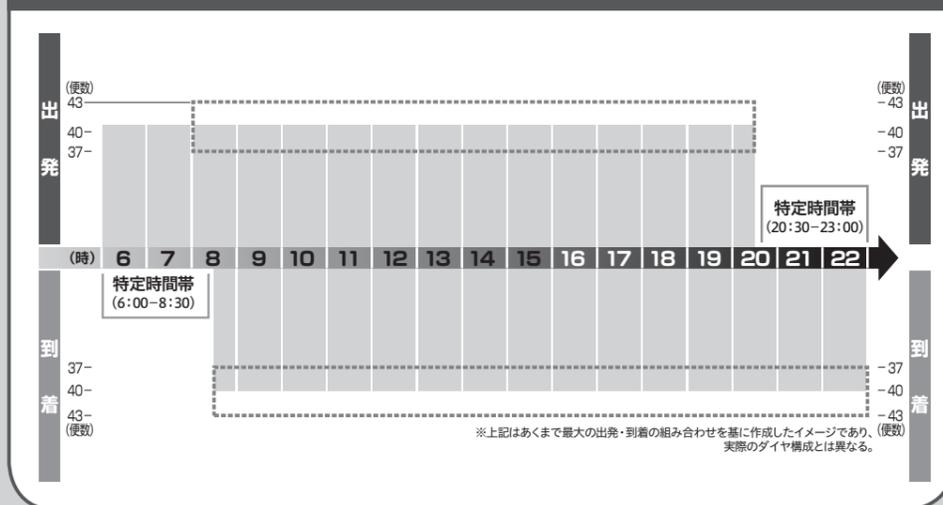
国土交通省は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに羽田空港における年3.9万回の国際線増便に向けて、羽田空港の処理能力を拡大するために、滑走路の処理能力の再検証や、飛行経路の見直しなど技術的な検討を行ってきました。そして、検討状況は「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」において示されてきました。

羽田空港の機能強化の実現に向けて、検討を進めた結果、本年1月の同協議会において、次の事項が示されました。

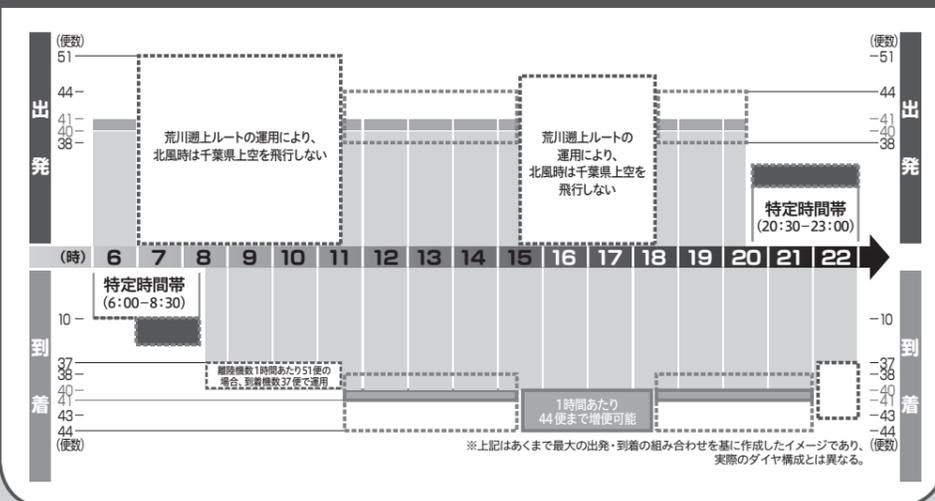
- ・ 国際線のニーズが集中する時間帯(15時～19時のうち3時間)の南風時については、千葉県内を原則6,000ft未満で飛行しないこと(南風時)
- ・ 海ほたるの航空灯台の輝度向上による富津沖海上ルートへの運用拡大(前ページ参照)に加えて、7時～11時30分及び15時～19時のうち3時間の北風時については、荒川遡上ルートへの運用により、離陸便が千葉県上空を飛行しないこと(北風時)
- ・ それ以外の時間についても、深夜早朝時間帯(23時～6時)に近接し、特に静穏が求められる6時台及び22時台において、到着可能な便数を現状の水準に維持すること(南風時・北風時共通)

これにより、千葉県内での航空機騒音の影響はトータルで、影響軽減されることが期待されます。

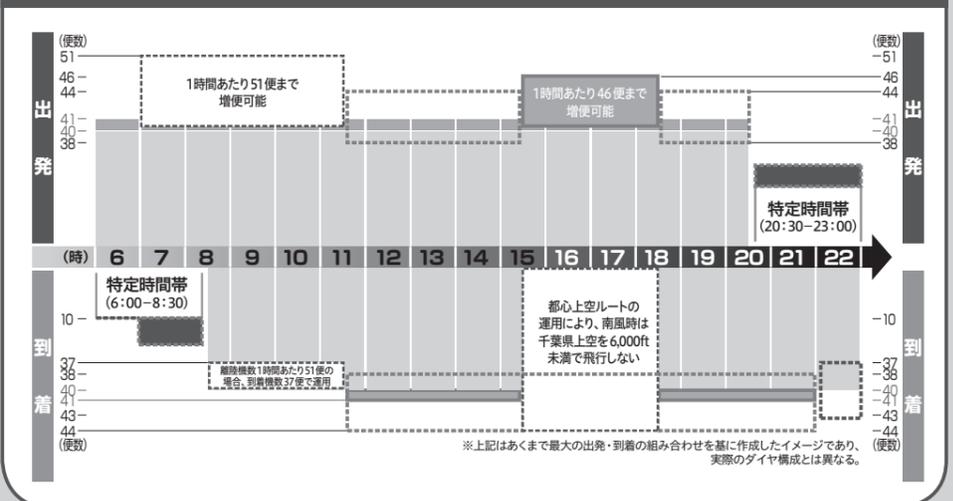
### 時間帯別 現在の運用のイメージ



### 機能強化後 時間帯別 運用のイメージ (北風時)



### 機能強化後 時間帯別 運用のイメージ (南風時)





国土交通省はこれまでの安全対策に加えて、昨年より世界にも類をみない落下物対策基準を制定・公布しました。航空会社は、今年から基準に適合する対策が義務付けられました。

航空会社は、航空法に基づき事業計画を提出しています。国土交通省は、提出された計画を審査し、適合する場合に事業許可を航空会社に与えます。事業計画の掲載事項に落下物防止対策を追加する関連法令を2018年8月に改正し、本年から本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社は、事業計画に基づき、落下物対策基準に適合する対策の実施が義務付けられることになりました。

「落下物防止対策基準」の策定

- ・2018年9月に、落下物防止対策基準を制定・公布しました。
- ・2018年度中に、本邦及び日本に乗り入れる外国航空会社に適用することにより、ハード・ソフト一体となった対策を義務付けました。

基準の位置付け

- 航空会社は、航空法に基づき、事業計画を提出  
→国は、提出された計画を審査し、基準に適合する場合には、事業許可を与える  
→航空会社には事業計画を遵守する義務
- 事業計画の記載事項に落下物防止対策を追加するよう、関連法令を2018年8月に改正  
→航空会社は、事業計画に基づき、落下物防止対策基準に適合する対策の実施が義務付け
- 落下物防止対策は国際基準にもなく、世界的に類をみない我が国独自の基準

基準の適用対象

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社

基準の適用スケジュール

- 本邦航空会社：2019年1月15日より適用 ●外国航空会社：2019年3月15日より適用

駐機中の機体チェックの強化

- 外国航空機に対する検査を、羽田空港・成田空港に重点化。
- 空港管理者による新たなチェック体制の構築。

- ・成田空港では2017年3月から、羽田空港では2019年3月から運用開始（航空機検査官が対応）
- ・2018年度から予算要求等を実施し、チェック体制を強化。2019年度以降も、チェック体制の一層の充実のため、予算要求等を実施

航空機落下物に係る補償等の充実

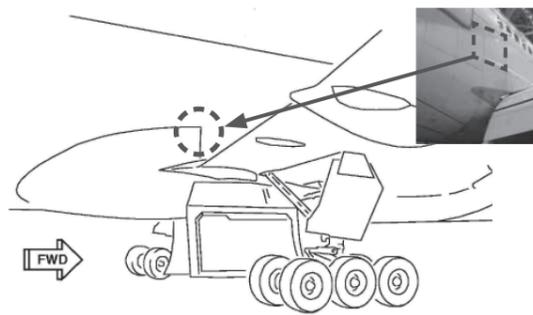
- 落下物被害の原因者を一に特定出来ない場合に原因航空機と推定される航空機の利用者により連帯して補償する制度（被害者救済制度）を拡充しました。
  - ・羽田空港に乗り入れる航空会社に対して加入を義務化
  - ・羽田空港と同様の制度を他空港（国管理空港、成田、関西、伊丹、中部）へ展開
- 速やかな被害者救済の実現等のため、羽田空港の離着陸機による落下物被害に係る修繕等の費用を立て替える制度を構築しました。
- 被害に対する補償とは別に、落下物に起因する物損等の被害に対する見舞金制度を創設しました。
- 上記については、2019年3月30日より開始しました。

基準の内容

- 落下物防止対策として、ハード・ソフトの双方の観点から対策を新たに義務付け

【ハード面】機体の改修等

【ソフト面】整備・点検の実施、教育訓練、部品脱落・氷塊落下が発生した場合の原因究明・再発防止の検討体制の構築等

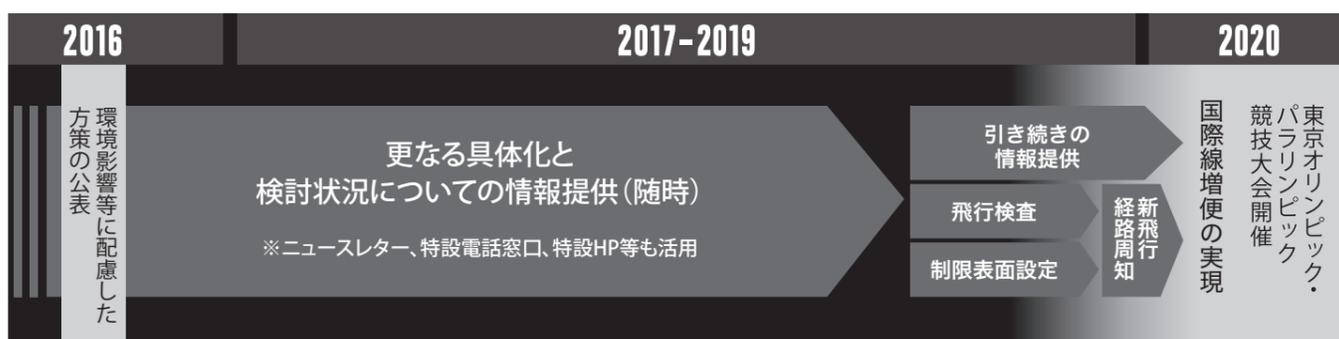


ハード面の対策例  
機体の改修



ソフト面の対策例  
整備・点検の実施

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに関係各所と調整を進めて、環境影響等に配慮しながら、羽田空港の機能強化を実現してまいります。また、適切な情報提供を行ってまいります。



5月に市民相談会が実施されますが、より多くの方々に知っていただけるよう、本ニュースレターやホームページ、電話窓口など様々な方法で情報提供を行っていく予定です。これからの羽田空港に関わる取組について引き続き丁寧な情報提供を行ってまいります。

■ホームページから ご意見フォームから直接投稿できます。

<http://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>  検索



■電話でのご意見は

**Tel 0570-001-160**  
(IP電話からは、03-5908-2420)

『国土交通省「羽田空港のこれから」に関するご意見窓口』  
受付時間：平日 9:30 ~ 19:00